

調査番号

38

事業名	市町村地域生活支援事業費	財務コード (事業)	722802
-----	--------------	---------------	--------

細事業名	市町村地域生活支援事業費補助金
------	-----------------

担当部課室	福祉保健 部 障害福祉 課 地域生活支援 担当 (内線)	3219
-------	------------------------------	------

事業の概要

実施期間	始期 H18 年度 ~ 終期 年度			
実施主体	補助(市町村)			
事業の目的	<table border="1"> <tr> <td>誰(何)を対象に 障害者及び障害児</td> <td>その対象をどのような状態にして 自立した日常生活又は社会生活を営むことができる</td> <td>結果、何に結びつけるのか 障害者等の福祉の増進及び個を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現</td> </tr> </table>	誰(何)を対象に 障害者及び障害児	その対象をどのような状態にして 自立した日常生活又は社会生活を営むことができる	結果、何に結びつけるのか 障害者等の福祉の増進及び個を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現
誰(何)を対象に 障害者及び障害児	その対象をどのような状態にして 自立した日常生活又は社会生活を営むことができる	結果、何に結びつけるのか 障害者等の福祉の増進及び個を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現		
事業の内容 主に 24年度	<p>[事業概要]</p> <p>障害当事者や障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人、特例民法法人、特定非営利活動法人等の団体が行う同事業に対し補助する事業を行う。</p> <p>代表的な必須事業:「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」</p> <p>市町村地域生活支援事業に対し、国が交付決定した補助金の額の1/2(1000円未満の端数切り捨て)を交付する。 (負担割合:国1/2、県1/4、市町村1/4(国、県は予算の範囲内で補助))</p>			
根拠法令等	障害者総合支援法第77条及び第94条第2項、地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金交付要綱、地域生活支援事業実施要綱、山梨県市町村地域生活支援事業費補助金交付要綱			

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	23年度	24年度		25年度	26年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 上記の代表的な必須事業実施率(ただし、必須事業の対象者が不在の市町村を除く)	100	100	100	100	100	活動指標 目標設定の考え方 全ての市町村において、必須3事業を実施することを目標としている。 データの出典等 障害者総合支援法第77条第1項
	活動指標達成率 (実績値/目標値)	100.0 %				
成果指標 成果指標達成率 (実績値/目標値)						成果指標 目標設定の考え方 データの出典等
	成果指標達成率 (実績値/目標値)	%				
決算額、予算額	125,138		128,403	134,994	143,089	成果指標によらない成果 手話通訳者や要約筆記者を会議等へ派遣することにより聴覚障害者の参加が促され、また、移動支援を行うことにより行動範囲が拡大されるなど、必須事業の実施を通じて、障害のある人が生き甲斐のある生活を送ることができる社会の実現に向けて、障害のある人の社会参加の促進が図られている。
(千円) うち一財額	125,138		128,403	134,994	143,089	
所要時間(直接分)	110 時間		110 時間	110 時間	99 時間	
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	時間	
所要時間計	110 時間		110 時間	110 時間	99 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,050円×所要時間)	226		226	226	203	

これまでの事業の見直し・改善状況

--

**活動量と成果の判断(平成24年度の業績評価)**

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)

数値判定 H24年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること 小規模の市町村においては必須事業のニーズがないため、補助金の交付実績はない。これ以外の市町村はすべて事業を実施しているため、予定どおりの活動量がある。
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定 H24年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記入すること 必須事業の実施を通じて、障害のある人が生き甲斐のある生活を送ることができる社会の実現に向けて、障害のある人の社会参加の促進が図られている。
	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

**見直しの必要性(平成26年度に向けた改善等の考え方)**

**一次評価(担当部評価結果)**

見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	事業開始からすでに8年が経過し、事業や事務処理に関するノウハウが蓄積されてきているため、このノウハウを積極的に活用し、事務処理にかかる所要時間の短縮を図る。 ・交付申請書や実績報告書等作成にあたり、誤りが多い事項をあらかじめ情報提供し、県の審査事務の効率化を図る。 ・事業実施にあたり参考となる事項を提示し、県への照会の減少を図る。	k

・「以外の判断項目」の欄  
必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) 官or民(f.民間等実施) 官の役割分担(g.市町村等へ移管) 効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の短減 l.プロセスの改善) m.その他

**二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価**

見直しの必要性	説明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

**見直しの方向(平成26年度当初予算等での対応状況)**

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	交付申請書や実績報告書等作成に関する情報提供や事業実施にあたり参考となる事項の提示により、事務処理の効率化を図る。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。